

介護老人保健施設ナーシングホーム大樹施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人行堂会が開設する介護老人保健施設ナーシングホーム大樹（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 利用者の皆様が笑顔と安らぎの日々を過ごせるよう、明るく家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの人間性を尊重し、必要な医療や看護、介護などきめ細かいサービスを提供します。
- 2 利用者の皆様が能力に応じた日常生活を過ごせるよう、生活機能向上を目的に、専門職がりハビリテーションを行います。
 - 3 利用者の皆様が安心して自立した在宅生活が続けられるよう、地域の関係機関との連携を密にし、保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供を目指します。
 - 4 家族や地域住民の方々と交流し情報提供を行うとともに、実習やボランティアの受け入れなどを通じて地域と一体となった高齢者ケアを積極的に担います。
 - 5 サービスの提供にあたっては、利用者や利用者の家族の皆様に、説明を行い、同意を得て実施します。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ナーシングホーム大樹
- (2) 開設年月日 平成22年10月1日
- (3) 所在地 岡山県総社市黒尾232番地
- (4) 電話番号 0866-90-1200 FAX番号 0866-90-1211
- (5) 管理者名 築山 邦規
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3350880013号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 薬剤師 1人
- (4) 看護職員 10人以上
- (5) 介護職員 24人以上
- (6) 支援相談員 1人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

- (8) 管理栄養士又は栄養士 1人以上
- (9) 介護支援専門員 1人以上
- (10) 事務員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導等を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、施設の管理運営および管理運営上の事務処理を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わる多職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上のお世話、また、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額（介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）の支払いを受ける。
- (2) 居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費・行事費、理美容代、電話代、健康管理費、洗濯代等、利用者がサービスを選択することにより発生する利用料は、その実費相当額の支払いを受ける。

特別な室料 (1日あたり)	2人室		800円
	個室	(Aタイプ)	2,500円
		(Bタイプ)	1,200円
	特別室		3,000円

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するためなど、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、9:00~20:00までとします。
- ・ 消灯時間は、21:00とします。
- ・ 外出・外泊は、事前に「外出・外泊申請書」による届出が必要です。
- ・ 飲酒・喫煙は、禁止とします。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、やむを得ない場合を除き、本人、家族管理でお願いします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急時を除き不可とします。
- ・ 利用者の心身等の状況に応じ、居室の移動又は変更を行う場合があります。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動およびペットの持ち込みは、禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為を禁止とします。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、

任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

（うち 1 回は利用者を含めた総合避難訓練を行う）

② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止に関する指針を定め、介護・医療事故の防止体制を整備する。また、サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じる。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要な場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関に診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 16 条 施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 18 条 施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人行堂会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 19 条 施設職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護保健施設サービスに関連する法令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人行堂会介護老人保健施設ナーシングホーム大樹の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。